会員各位

一般社団法人福岡市薬剤師会 医療保険委員会 常務理事 吉野 禎治

福岡県薬剤師会から、下記文書が届きましたのでお知らせします。

- ◆ 今回の対象者: すべての保険薬局
- ◆ 令和7年度薬価改定に伴い、カットオフ値の割合算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目が改定され、令和7年4月調剤分から適用されることとなりました。

※別添資料は、福岡市薬剤師会のホームページに掲載しています。

https://www.fpa.gr.jp/kaiin/90333/

6 福薬業発第 5 2 3 号 令和 7 年 3 月 1 3 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人 福岡県薬剤師会 常務理事 竹野 将行

令和7年度薬価改定に伴う令和6年度薬価改定を踏まえた 診療報酬上の臨時的な取扱いについて

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いにつきましては、令和6年5月23日付け6福薬業発第91号にてお知らせしたところですが、令和7年度薬価改定に伴い、カットオフ値の割合算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算してよい品目が改定され、令和7年4月調剤分から適用されることとなりました。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。